

行政情報

平成31・32年度

入札参加資格申請のお知らせ

【建設工事・コンサルタント業務】

茨城県との共同受付となります。

詳細は、茨城県土木部監理課のホームページをご覧ください。

（受付期間） 11月6日（火）

～ 12月3日（月）

（有効期間） 2019年4月1日

～ 2021年3月31日

（県問合せ） 茨城県 共同受付センター

☎029-301-5231

【物品役務】

潮来市において行います。

詳細は、潮来市ホームページの入札・契約情報をご覧ください。

（受付期間） 11月12日（月）

～ 11月30日（金）

（土・日・祝祭日を除く）

（受付時間） 午前9時～午後4時

（正午～午後1時を除く）

（受付場所） 財政課 管財グループ

（受付会場） 別館旧環境経済部 事務室

（有効期間） 2019年4月1日

～ 2021年3月31日

（申請方法） 潮来市役所へ持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出してください。

詳細は、潮来市ホームページの提出要項をご確認のうえ、申請をお願いします。

財政課 管財グループ

☎029-11111 内線224

11月11日から17日は「税を考える週間」です

国税庁では、国民の皆様は租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「くらしを支える税」をテーマとして、国民の皆様は国民生活と税の関わりを理解いただくことにより、納税意識の向上を図ります。

国税庁ホームページ

www.nta.go.jp

個人住民税の特別徴収のご協力をお願いします

特別徴収とは、事業主が毎月の給与を従業員に支払う際に個人住民税を天引きし、市町村に納める制度です。地方税法上、所得税を源泉徴収している事業主は、アルバイトを含む全ての従業員から個人住民税を特別徴収するよう定められています。茨城県及び県内全市町村では、納税者間の公平性の確保、納税者の利便性の向上の観点から、特別徴収の実施を徹底する取組を行っています。事業主及び従業員の皆様のご理解とご協力をお願いします。納期の特例を申請された事業主の方については、平成30年度の前期の納期限が12月10日ですので、銀行・郵便局等の金融機関で忘れずに納入をお願いします。

※源泉所得税及び復興特別所得税の納期の特例における納期限（7月10日、翌年1月20日）と個人住民税における納期の特例では、納期限が異なりますのでご注意ください。

国税務課

☎029-11111
内線1325・134

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご家族（配偶者やお子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合も、併せて控除が受けられます。このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。年末調整や確定申告を行うときには、必ずこの証明書又は領収証書を添付してください。平成30年10月2日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送付されます。

水戸南年金事務所

☎029-227-3251